平成16年11月16日宣告 平成16年(わ)第1641号 背任被告事件 主 文 被告人を懲役1年6月に処する。 未決勾留日数中10日をその刑に算入する。 理 中

(罪となるべき事実)

(法令の適用)

- 1 罰条 刑法65条1項,60条,247条
- 2 刑種の選択 懲役刑
- 3 未決勾留日数の本刑算入 刑法21条

(量刑の理由)

本件は、被告人が、市県民税である本件徴収金の徴収を不正に免れるため、その 徴収を担当していた千葉市職員らと共謀の上、この職員らにおいて、本件徴収金の 徴収を殊更懈怠した上、滞納処分執行停止の法定要件及び内部的決裁手続の各欠如 にもかかわらず、同市の税務オンラインシステム上、本件徴収金に関して滞納処分 執行停止の不正処理をし、そのまま本件徴収金に関する同市の徴収権の消滅時効を 完成させ、同市及び千葉県に対して経済的損害を加えたという背任の事案である。

完成させ、同市及び千葉県に対して経済的損害を加えたという背任の事案である。 判示犯行は、実行行為としては、千葉市において市県民税に係る徴収等の事務を 所掌する同市財政局税務部納税管理課の掌理者である同課長及び同課内で高額滞納 案件に係る徴収等の事務を所掌する同課特別滞納整理室の責任者で、本件徴収金の 徴収事務に従事していた同室長が、公平かつ厳格に遂行すべき市県民税に係る徴収 等の任務に上記態様で違背し、同市及び千葉県に対して3000万円を超える経済 的損害を加えたというものであり、任務違背者の地位、違背した任務の内容及び損 害額のいずれからも、それ自体極めて悪質なものである。

しかし、本件の悪質性は、これにとどまるものではない。被告人は、本件当時も

現在も現職の千葉県議会議員で、これまで同議会議長を務めるなどした有力者であるが、平成11年夏ころ、大病を患ったため財産保全を第一に考えるようになり、 同議会有力議員としての権勢から千葉市職員らが被告人の意向に直ちに逆らうこと が困難であることを利用し、それまで数年間にわたって滞納していた本件徴収金を 含む平成3年度市県民税残額の徴収を不正に免れることを決意し、同年9月ころ以 当時は同市花見川区役所納税課長であった上記納税管理課長に上記市県民税残 額の免除等を要求し、同課長に関係者間を奔走させ、平成12年7月ころ、このような事情を知らないまま本件徴収金の徴収に着手しようとした当時の同課特別滞納 整理室長を恫喝するなどした上、平成14年4月、同課長が同課長職に就任する それまでの経緯から同課長及び同課特別滞納整理室長に判示犯行の敢行を余儀 なくさせ、平成15年12月、本件が発覚すると、口裏合わせをして同課長に刑事 責任を押し付けようとしたというのである。すなわち、判示犯行は、全体として は、同市民として地方税に関する納税の義務を誠実に履行すべきはもちろん、更に 同県民を代表する地位にあって同県民に対して高度に誠実であるべき被告人が、同 県議会有力議員としての権勢に溺れ、私的利益のためには同市及び同県に損害を加 えることなど一顧だにしない極めて利欲的かつ独善的で、酌量の余地など全くない 動機に基づき、被告人の意向に直ちに逆らうことが困難な同課長及び同課特別滞納 整理室長をいわば手足とし、主体的かつ積極的に敢行した悪質この上ないものであ り、犯行後の情状も極めて悪質である。これにもかかわらず、被告人は、公判廷に おいて、判示犯行を実質的に否認する趣旨の供述や、引き続き同県議会議員として 活動していきたい旨の供述をしており、このような被告人には、十分な反省の態度 をうかがうことはできず、本件の悪質性につき認識がないのではないかとさえ疑わ れる。

以上によれば、被告人の刑事責任は重い。

ところで、弁護人らは、本件における被告人にとって酌むべき事情として、 市が平成16年1月に本件徴収金に関する徴収権の消滅時効起算日の解釈変更を その消滅時効が完成していないものとして取り扱われることとなった経過等を 指摘し、判示犯行は実質的には未遂にとどまるというべきとの主張をしている。 かし、弁護人らの上記主張は、経済的観点から考察されるべき背任罪における財産上の損害を法的観点から考察することを実質的前提とし、当時の同市の解釈によれば本件徴収金に関する徴収権の消滅時効が完成したこととなった平成14年9月か ら1年3か月以上経過し、かつ、本件が発覚した後に可能であることが偶然判明し た上記解釈変更を殊更強調するものといえ、これを採用することはできない。ま 弁護人らは、同様に、同市職員らの対応上の問題点や同市の制度上の問題点を 十分に考慮すべきとの主張をしている。確かに、同市職員らの対応や同市の制度に は不適切なものがあったことを否定することはできない。しかし、被告人は、それまで国税につき適宜納付するなどしていたにもかかわらず、多数件の地方税につき数年間にわたって滞納するなどしていたこと等から明らかなように、千葉県議会有力議員としての権勢から同市職員らが被告人の意向に直ちに逆らうことが困難である。 ることを十分に認識した上、これを積極的に利用し、本件を決意するなどしたもの である一方、同市職員らは、基本的には被告人の意向に直ちに逆らうことが困難で その任務等との狭間で苦慮しつつ判示犯行を敢行するなどしたものと あったため, 認められるところ、このような事情によれば、弁護人らが指摘する問題点を過度に考慮することはできない。さらに、弁護人らは、同様に、所得税法違反事案等にお ける刑事処分や刑事責任が更に重いというべき共犯者である同市職員らに対する刑 事処分との権衡を十分に考慮すべきとの主張をしている。しかし、弁護人らの上記 主張は、本件の罪質及び本件において被告人が果たした役割等によれば、その前提 において失当というほかなく、これを採用することはできない。

もっとも、本件においては、被告人にとって酌むべき事情として、本件が発覚し、千葉市が本件徴収金に関する徴収権の消滅時効起算日の解釈変更をした結果とはいえ、被告人は、平成16年1月、本件徴収金を納付し、その後同年10月までに、合計1億5000万円を超える平成3年度市県民税の延滞金の全部及びその他地方税の延滞金の多くを納付し、判示犯行による同市及び千葉県の財産的損害は、延滞金も併せ、既に回復されていること、被告人は、これまで長年月にわたっと、誤議会議員を務めるなどし、公私にわたって多大な社会的貢献をしてきたことが消費を務めるなどし、公私にわたって多大な社会的貢献をしてきたことが消費を得たとも考えられ、公判廷において一応の反省悔悟の言葉を供述しているの機会を得たとも考えられ、公判廷において今後は家族が被告人を監督していく旨の供述

をしていること、被告人は、現在68歳であり、その健康状態が必ずしも芳しいものではないこと等が認められる。 しかし、これらの事情を併せて考慮しても、被告人の刑事責任はなお重いというほかなく、被告人に対しては、執行猶予の言渡しをすることなく、主文の実刑を科すのが相当である。

(求刑 懲役2年)

平成16年11月16日 千葉地方裁判所刑事第2部

久 裁判官 鈴 木 尚